

長浜市避難支援・見守り支えあい制度

制度への登録のご案内

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、災害時の支援を希望される人の登録を受付けています。登録の申出は、いつでもすることができます。

登録の対象となる人

- 「ひとり暮らしの高齢者」や「重いしょうがいのある人」など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人です。
- ▶ 災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人
- ▶ 避難が必要かどうか自分で判断できない人、避難の準備をひとりですることが難しい人など

登録にあたって

この制度では、申請にもとづき登録者の支援に必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、この情報を自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者、市、社会福祉協議会が共有します。そのため、登録を希望される皆さんには、情報の共有について同意いただくことが前提になります。

登録方法

登録を希望する人は「申請書」および「個人情報の取扱いに係る同意書」を市役所（高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、北部振興局・支所福祉生活課）または社会福祉協議会（各支所含む）に出してください。（希望する人には、申請書・同意書を送りますのでご連絡ください。）

地域の見守り、避難支援について

支援者とは要援護者を日ごろから見守り、避難情報の伝達や支援体制の確認をしてくださる人です。この制度は、あくまで支援者の善意による地域活動であり、登録者に支援の責任を課すものではありません。

そのため、登録すれば災害時の支援が必ず約束されるというわけではなく、支援を希望する人も、自分の身を自分で守る準備が必要です。また、日ごろから地域の人たちとの交流を深め、いざというときの支援が円滑に受けられるようにしましょう。

★ふだんから、あなたも私も『ごきげんいかが』の声かけや目配りを★

※すでに登録している人、自治会や支援者の人は、個別計画の内容をご確認ください。変更などがありましたらご連絡ください。（登録情報を更新します。）

☎ 高齢福祉介護課＜登録担当＞（☎65-7789）

出前講座をご利用ください

「避難支援・見守り支えあい制度」をテーマにした出前講座の申込を受付けています。制度の内容や個別計画の作成についての説明におうかがいします。

☎ 社会福祉課＜出前講座担当＞（☎65-6536）

～地域で支える 避難支援と日ごろの見守り～ 「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる！

阪神淡路大震災以降多発している大きな災害や東日本大震災による被害の状況を目の当たりにして、誰もが地域住民の結びつきの強さ、絆づくりの大切さを再確認したところです。特にお年寄りや体の不自由な人の避難支援や安全確保にあたって、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」があることは、大変重要です。各自治会では、普段から住民同士のつながりを大事にし、見守りや声かけなどの活動がすすめられています。このような日ごろの積み重ねが、明るく住みよい地域社会づくりを促進し、自分たちの地域は自分たちで守るという意識や、災害発生時の迅速な行動にもつながっていきます。



市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、こうした身近な自治会組織が主体となった体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などからの申出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくとともに社会福祉協議会・市が必要な情報を共有するものです。

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要

